

コーポレート・ガバナンス

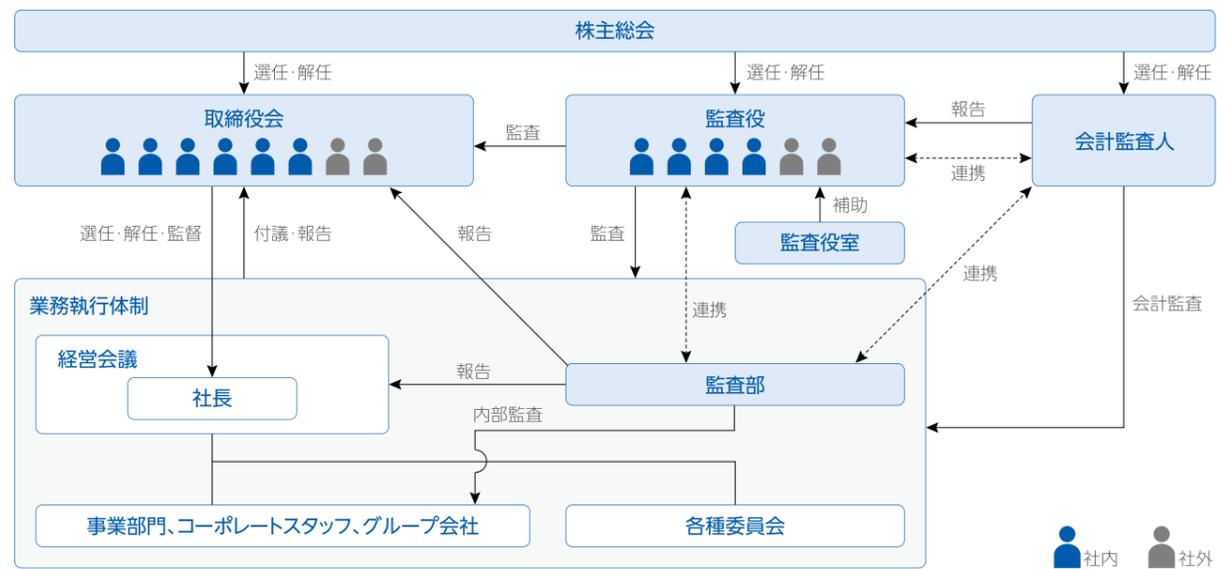
基本的な考え方

当社は、住商リースと三井住友リースが合併してスタートし、航空機リース事業の買収、SMFLキャピタル(GEキャピタル日本法人)との統合等を経て、成長してきました。

事業領域が大きく広がりにつつある中で、今後も事業環境の変化に的確に対応しながら、社会の持続的な発展と当社の持続的な成長を目指していく姿勢を示すものとして「SMFL Way」を定めています。

「SMFL Way」は、当社の経営理念として企業経営における普遍的な考え方を示すものであり、実現のためには、コーポレート・ガバナンスの強化・充実が経営上の重要な課題の一つと考えています。

経営管理組織・体制図



各種委員会	目的・概要	開催頻度
人権啓発推進委員会	人権啓発に関する推進の基本方針の決定や、同和問題・人権問題の研修を立案、実施しています。	随時
ALM委員会	当社の全体的ALMを適正に運営するため、金利予測・実績分析、調達および負債の状況、損益の状況等の情報交換、事態報告および方針を審議しています。	原則隔週
IR委員会	各種対外発信の一貫性・戦略性を高め、当社の営業活動・資金調達へ貢献しています。	四半期に1回
SDGs推進委員会	持続可能な社会の実現に向けて、当社におけるSDGs経営への取り組みを積極的に推進するため、方針の策定および必要な諸施策を協議、推進しています。	半期に1回以上
投融資委員会	各投融資案件の論点を洗い出しておき、対応策の検討サポートを行い、その検討結果を踏まえて委員会の所見を纏め、意思決定へと進めます。また、実行済み案件に関する市場環境やパフォーマンスについて定期的に報告を受け、必要に応じて市場環境変化等に対し早期対応を行うための諸施策を協議しています。	週次
安全保障貿易管理委員会	当社が行う貿易取引に係る「安全保障貿易管理」を適正に実施するため、貿易取引の状況、安全保障貿易管理の状況および体制等に関し、報告、情報の共有、運営方針の審議等を行っています。	半期に1回
緊急時対策推進委員会	緊急時対策に関する整備計画の進捗状況の確認・報告、緊急時対策の見直しについて協議しています。	年1回
リスク管理委員会	当社が抱えるリスクに関して、現況のモニタリングおよび必要な諸施策を協議、推進しています。	随時
コンプライアンス委員会	当社におけるコンプライアンス体制の適正な運営に資する諸施策を協議、推進しています。	年2回
衛生委員会	法令の定めるところにより設置し、従業員の健康の保持増進や労働災害の防止等の安全衛生に関連する事項を調査・審議するとともに、会社に対して必要な意見を提出しています。	月1回

役員の内情

当社の役員は取締役8名、監査役6名の体制となっており、このうち取締役2名、監査役2名は社外からの選任です。また、当社では意思決定・監督機能と業務執行機能を分離して経営の透明性と健全性を高める観点から執行役員制度を導入しています。取締役会が選任した執行役員46名(うち5名は取締役を兼務)が業務を執行しています。

取締役会

取締役会は、重要な事項を決定するとともに、取締役および執行役員の職務の執行を監督しています。取締役会の議長には取締役会長が就任し、業務執行の最高責任者である取締役社長との分担を図っています。

取締役会は原則として月1回開催され、検討内容としては、当社および当社グループの中期経営計画および業務計画や組織人事、その他経営に関する重要事項ならびに法令・定款・取締役会規程で定められた事項について、決議・報告を行うとともに、取締役および執行役員の職務の執行を監督しています。

2024年度は取締役会を計16回開催しており(会社法第370条の規定に基づく書面決議5回を含む)、個々の取締役の出席状況については次の通りです。

2024年度 取締役会の出席状況 (2025年3月末時点の役員・役職)

役職	氏名	出席回数(出席率)
代表取締役会長 *議長	岡 省一郎	16回中16回(100%)
代表取締役社長	橋 正喜	16回中16回(100%)
代表取締役副社長執行役員	今枝 哲郎	14回中14回(100%) (2024年6月就任)
代表取締役専務執行役員	塩見 勝	16回中16回(100%)
取締役専務執行役員	関口 栄一	16回中16回(100%)
取締役専務執行役員	石田 英二	16回中16回(100%)
社外取締役	伊藤 文彦	16回中16回(100%)
社外取締役	日下 貴雄	16回中15回(94%)

業務執行体制

当社では取締役会において選任された執行役員が業務執行を担当し、業務執行の最高意思決定機関として経営会議を設置しています。経営会議は執行役員を兼務する取締役および取締役社長が指名する執行役員で構成され、重要な業務執行について審議しています。

また、業務運営に関して、広範囲かつ機動的に情報伝達、意見交換等を行う場として、情報連絡会等の諸会議、社内横断的な協議、調整機関として各種の委員会を設置し、重要な業務報告や具体的な施策を審議しています。

取締役選任の決議要件

当社は、取締役の選任について、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨、定款に定めています。

また、取締役の選任は、累積投票によらないものとする旨、定款に定めています。

サステナビリティガバナンス

当社は、「SMFL Way」におけるOur Vision(私たちの目指す姿)の一つとして「SDGs経営で未来に選ばれる企業」を掲げ、SDGs経営に対する取り組みを積極的に推進するため、SDGs推進委員会を設置しています。サステナビリティに関する意思決定等については、同委員会を経て、経営会議で決議・報告し、取締役会で原則年1回以上の監督を受けています。

同委員会は、社長を委員長、関連するコーポレートスタッフ各部長および各部門の統括部長等を委員、サステナビリティ推進部を事務局として、組織横断的に、SDGs経営の取り組み方針の策定、必要な諸施策の協議および推進のほか、SDGs経営状況のモニタリングを行っています。2024年度は、中長期環境目標、サーキュラーエコノミー、人権デューデリジェンス、非財務情報開示、事業を離れた社会課題解決、サステナビリティに関する教育等について議論しました。

取締役会議長メッセージ



野中 紀彦
代表取締役会長

SMFLグループの歴史と、成長過程がもたらした当社グループの強みについてお聞かせください。

2007年に住商リースと三井住友リースが合併し、三井住友ファイナンス&リースが誕生しました。その後も、2012年の航空機リース事業の買収、2019年のSMFLキャピタル（GEキャピタル日本法人）の統合、2021年のケネディクスの子会社化等により業容を拡大するとともに、ビジネスモデルを進化させてきました。また、2018年には、資本構成をSMFG60%/住友商事40%から、両株主50%/50%へと見直すとともに、並行して非金融ビジネスを主業とするSMFLみらいパートナーズを設立しました。これにより当社グループは、「ファイナンス&リース」という社名が表す金融事業者であると同時に、非金融ビジネスも展開するハイブリッドな企業グループへと進化しました。

このようにオーガニックな成長とインオーガニックな成長を組み合わせながら飛躍的に進化してきた中で、祖業であるリース事業で培った「金融・モノへの知見」、不動産・環境エネルギーなどの分野における事業投資・事業運営の知見、SMFLキャピタルのデジタル部隊を起源とし全社に展開してきたDX力といった強みが、「金融×事業×DX」という形で当社のビジネスモデルの柱となってきています。そして、それらの強みの源泉は、一人ひとりの人材にあります。多様な人材が、バックボーンとして当社グループの経営理念である「SMFL Way」を共有し、当社グループのさらなる成長・進化に向けた取り組みを支えてくれています。

SMFLのガバナンス体制において、両株主はどのような存在ですか。

当社は、日本の大手総合リース会社の中では数少ない「非上場会社」であり、「メガバンクと総合商社の合併事業体」というユニークな存在となっています。そのガバナンス体制において、両株主は重要な役割を担っています。

株主総会に付議される議題について、両株主はそれぞれのガバナンス体制のもとで事前検討を行い、付議事項の審議・決議に臨みます。メガバンクと総合商社という2つの異なる業種の高度なガバナンス体制を取り込むことで、当社グループのガバナンスの要として、金融・非金融に跨る企業活動を支

えています。

また、両株主は当社にとり重要なビジネスパートナーでもあります。両株主にとっても当社グループは、彼らの成長戦略推進上の重要なビジネスパートナーです。当社は両株主との戦略アラインメントを図りながら、メガバンクの「顧客基盤」「資金調達力」「金融ソリューション力」、総合商社の「ネットワーク」「事業展開力」「事業リスクマネジメント力」等を最大限に活用したビジネスを展開しており、こうした動きもまた当社のガバナンス体制を支える1つの要素となっています。

取締役会の運営状況と、監査役が果たしている役割について教えてください。

取締役会は、会長・社長を含む社内取締役6名と、両株主からの社外取締役2名の合計8名で構成されています。取締役会では、業務計画、大型の投資案件、重要な社内制度など経営上の重要事項の意思決定を行っており、取締役会への付議にあたっては、事案に応じた社内審議プロセスや経営レベルでの議論を経ています。また、株主総会と同様、両株主からの社外取締役は各社ガバナンス体制のもとでの事前検討を踏まえて取締役会での審議・決議を行っており、当社内外からの多面的な視点により、高度なリスクマネジメント機能が発揮されています。当社の監査役は社内外合わせて6名で、両株主の監査方針、取り巻く諸環境、および当社グループの業務計画等を踏

まえ、監査方針を策定し活動を行っています。当社グループの業容がスピード感をもって成長・進化していることに鑑み、監査役には、取締役会はもちろん執行レベルの経営会議・部長会議・情報連絡会・各種委員会への出席や、国内・海外拠点訪問時の社員との直接対話を通じて「現場の生きた情報」を共有しています。また会長・社長との定例会議を毎月実施しており、監査役と経営トップとのダイレクトコミュニケーションも手厚いものとなっています。当社グループの活動領域が「金融」と「非金融」、「国内」と「海外」、そして「グループ経営」へと広がっていく中、監査役には、当社のガバナンスにおける重要な役割を担っていただいています。

SMFLグループの執行体制における意思決定プロセスと、それに関わるメンバーの選定について教えてください。

執行の最高決議機関は経営会議です。そのメンバーは会長、社長、各営業部門およびコーポレート部門の責任者で、当社グループの経営全般を議論するにふさわしい知見・能力を有している人材を選定しています。経営会議では、議場での審議内容を踏まえ、業務執行の最高責任者である代表取締役社長が執行としての最終的な意思決定を行っています。また、経営会議のもとに各種委員会を設置しています。特

に、重要な投資案件は、投融资委員会が経営会議の諮問機関として事前に審議をした上で、経営会議に付議されます。投融资委員会は、リスク管理や審査を担うコーポレート組織のメンバーを中心に構成されており、加えて、案件ごとにその内容に応じてその他の専門的な知見を有するメンバーが選定されます。当社が事業領域を広げる中で、その役割の重要性が増しており、高い専門性を発揮しています。

各営業部門の自律的経営について教えてください。

当社の営業組織は部門制を敷いており、現在8つの部門があります。各営業部門は、取締役会・経営会議にて審議・承認された部門業務計画に基づき、自律的な部門経営を行っています。それと同時に、部門間やグループ各社との協業を積極的に行い、「Team SMFL」で当社グループ全体での取り組みを行っています。各営業部門には統括部を設置しており、部門業務計画の企画・策定、運営の枠組みづくり、取り組みの評

価など、部門経営上の重要な機能を担っています。部門業務計画には3年間の中期経営計画と単年度の業務計画があります。2025年度は、現中期経営計画の総仕上げの年であるとともに、次期中期経営計画の策定の年でもあります。各営業部門それぞれの強みを活かしながら、「2030年のあるべき姿」を目指して、社会価値の創造と経済価値の拡大に取り組んでいきたいと思ひます。

お話しいただいたガバナンス体制のもと、今後SMFLグループがどのような「挑戦」を行っていくか教えてください。

2007年の誕生以来、SMFLグループは常に新たな挑戦を行い、飛躍的な進化を遂げてきました。そして今後も、2030年の「SMFL Way」の実現、さらにはその先の持続的な成長に向けて、取り組みを続けていきます。その挑戦は、「お客様の最良のビジネスパートナー」「SDGs経営で未来に選ばれる企業」「社員のチャレンジと成長を応援する企業」「デジタル先

進企業」という4つのOur Vision（私たちの目指す姿）を目指す取り組みに他なりません。また、その活動を支えるガバナンスの在り方も、絶え間なく進化を続けていく必要があります。これからも「SMFLならではの」取り組みで、社会とお客さまの課題を解決し、その持続的な発展に貢献してまいります。

リスクマネジメント

リスクマネジメントの基本原則

リスク管理の重要性を踏まえ、当社は戦略目標と業務形態に応じて、管理すべきリスクの所在と種類を特定した上で、以下の基本原則に則り、各リスクの特性に応じ適切な管理を実施しています。

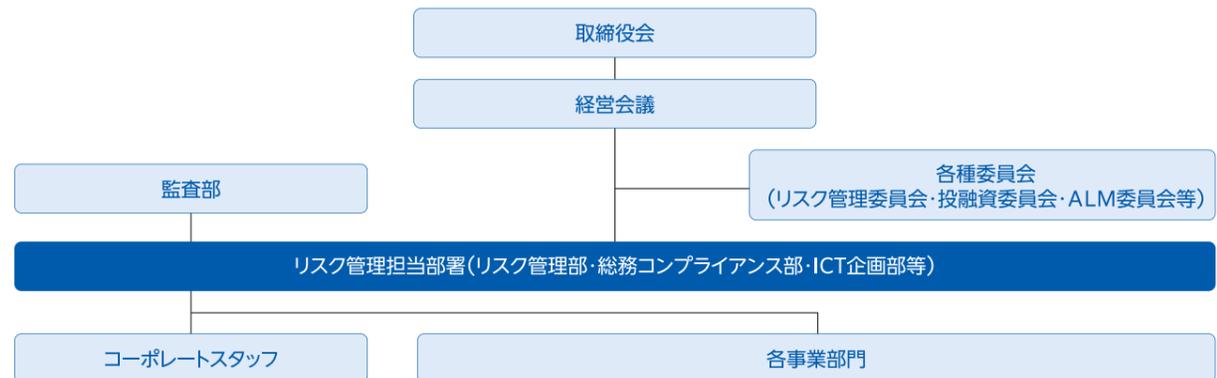
- 1 グループベース管理**
各種リスクを、法令等に抵触しないよう、業務内容と重要性に応じてグループベースで管理します。
- 2 計量化に基づく管理**
管理すべきリスクについては、計量化範囲を特定した上で、各リスクの特性に応じて定量的に管理します。
- 3 業務戦略との整合性確保**
リスク管理と業務戦略は、整合性あるものとします。
- 4 牽制体制**
リスク管理の体制は、業務に対し牽制が働くように整備しています。
- 5 緊急時や重大な事態に備えた対応**
リスク顕在化による経営や財務に重大な影響を及ぼす事態・シナリオ等を想定し、必要な対応をします。
- 6 態勢の検証**
リスク管理態勢は、内部監査部門で検証します。

3線体制

当社は、リスクガバナンスのためのフレームワークである「3線体制」の考え方を踏まえてリスク管理の強化を図っています。

主たる部署	役割・責任
1線 営業部等	所管業務に関するリスクオーナーとして、リスク管理担当部署(2線)の定める基本方針等に基づいて、以下の役割・責任を担う。 1. リスクの特定・評価等を行う。 2. リスクの軽減・管理のための施策を実施する。 3. リスクの状況をモニタリングし、1線内および2線へレポートする。 4. 健全なリスクカルチャーの醸成・浸透を図る。
2線 リスク管理担当部署	当社におけるリスク管理態勢を整備すべく、以下の役割・責任を負う。 1. リスク管理に関する基本方針・枠組み・ポリシー等を立案・策定する。 2. 1線によるリスクの特定・評価等、リスクの軽減・管理のための施策等が適切に行われるよう、1線に対するモニタリング、牽制、および研修等を行う。
3線 監査部	1線および2線から独立した立場で、1線および2線の活動が有効かつ適切に行われているか評価・検証し、当該結果を取締役会および経営会議等に報告するとともに、発見された課題・問題点に対する改善提言を行うほか、必要に応じて関係部署に対しても助言を行う。

リスクマネジメント体制図

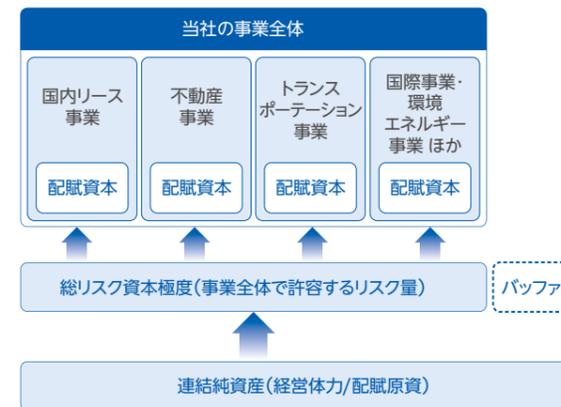


リスクマネジメントの手法

リスク資本管理

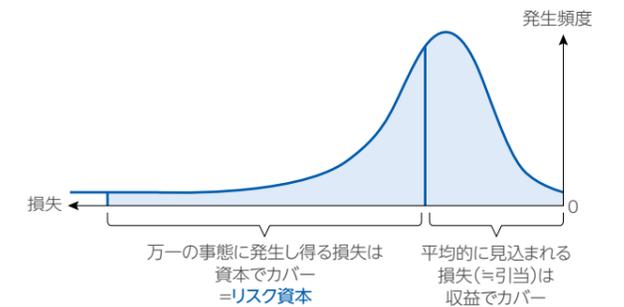
リスクとリターンバランスを取りつつ、特定リスクへの過度の偏重を避け、かつ経営体力の範囲内でリスクをコントロールすることを可能とするために、当社ではリスク量を可能な限り数値化した上で、許容できるリスク量の上限を「総リスク資本極度」として設定し、管理しています。

当社のリスク資本管理



リスク資本とは

当社が保有する資産等から発生し得る、およそ最大の損失。その分は資本でカバーするため、「リスク資本」と称するものです。



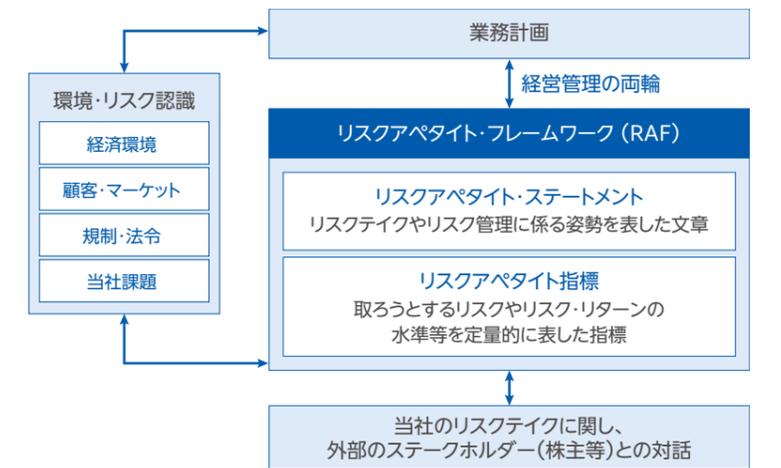
リスクアパタイト・フレームワーク

当社は、収益拡大のために取るリスク、許容するリスクの種類や量を明確にし、組織に浸透させ、遵守するための経営管理/リスクマネジメントの枠組みとして「リスクアパタイト・フレームワーク」を導入しています。

リスクアパタイト・フレームワークは大きく分けて「リスクアパタイト・ステートメント」「リスクアパタイト指標」(右図参照)の2つの要素から構成されています。

これらの文書・指標を通じ、当社が抱えるリスクに関して全社横断的な検討を実施し、それを業務戦略にも反映することで、適切なリスクテイクを促進し、健全性・収益性・成長性のバランスの取れた業務運営を目指しています。

リスクアパタイト・フレームワーク



ストレステスト

当社は、予想を大きく超える経済情勢の悪化や特定の事業分野の大幅な市況悪化等のストレス的な事象が顕在化した場合を想定して、当社の与信ポートフォリオや自己資本その他の財務状況や資金繰りなどに与える影響をあらかじめ検証するストレステストの手法の開発と高度化を推進しています。また、これにより、ストレス状態においても経営の健全性を維持するために、平常時から適切なリスクのコントロールが可能な体制を目指しています。

リスクレジスター

新たなビジネスへの進出や急激な業務環境の変化に備え、当社はリスクガバナンスの高度化およびリスクオーナーシップの強化を目的に、リスクレジスターによるリスクの洗い出しを行っています。各ビジネスの所管部署が自ら、リスク管理担当部署とのコミュニケーションを通じて業務に内在するリスクを特定し、その評価およびコントロール策を十分に検証した上で、業務戦略にも反映させる運営を推進しています。

リスクマネジメント

事業等のリスク 主なリスクの内容と取り組み

当社グループの事業等に関するリスクについて、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性があると考えられる主な事項を以下に記載しています。これら個々のリスクに対する施策を講じるとともに、リスクが顕在化した際には適切な対応が迅速に行えるように、リスク管理体制の整備・強化を図っています。

リスクカテゴリー	リスクに対する主な取り組み	
1 経営環境に関するリスク	<ul style="list-style-type: none"> 当社が抱えるリスクに関して経済環境、規制面、市場動向等の観点から全社横断的な検討を実施し、それを業務戦略にも反映させることで、適切なリスクテイクを促進し、健全性・収益性・成長性のバランスの取れた業務運営を目指しています。 (詳細はP.79「リスクアパタイト・フレームワーク」をご参照ください。) 	
2 サステナビリティに関するリスク	<ul style="list-style-type: none"> 当社はTCFD提言に基づき、情報開示に向けた取り組みとしてリスクの把握・評価を進め、開示を実施しています。リスクの詳細については、当社TCFDレポートをご参照ください(https://www.smfl.co.jp/sustainability/environment/tcfd/)。気候変動への対応としては、2020年4月に「SMFL Way」のOur Visionの一つとして“SDGs経営で未来に選ばれる企業”を掲げ、各種施策に取り組んできました。2022年4月には中長期環境目標を設定し、脱炭素化への取り組みを進めています。人権侵害リスクとしては、お客さまやサプライヤーとの取引等を通して、サプライチェーン上の人権侵害(強制労働・児童労働・労働安全衛生問題)に関するリスクを有しています。こうしたリスクへの対応として、2023年5月に「SMFLグループ人権方針」を制定し、英国現代奴隷法に基づく「現代奴隷法に関する声明」の開示、人権に関する社内勉強会の開催、人権デューデリジェンス体制の構築など、さまざまな施策を推進しています。 	
3 信用リスク	<ul style="list-style-type: none"> 案件取り組みに際しては個別案件審査を慎重に行い、リース物件の将来中古価値等も勘案の上、取引の可否を判断し、海外向けと信については取引先の属する国の外貨事情や政治・経済情勢を勘案したカントリーリスクも含めて可否を判断しています。 取引開始後は定期的に自己査定を行い取引先の状況をモニタリングするとともに、信用リスクの程度に応じて担保・物件処分等による回収見込額および貸倒実績率等を勘案し、貸倒引当金を計上しています。 既存顧客ごとの信用状況や業界ごとの市場動向を定期的に検証し、特定の企業に与信残高が集中しないように、ポートフォリオを管理しています。 	
4 アセットリスク	<ul style="list-style-type: none"> 中古物件の市場価値について定期的にモニタリングを実施することによりリスク量の計測を行い、併せてリース対象物件・機種、所在地や満了時期等の分散を図り、可能な限りリスクを低減させるよう努めています。 	
5 市場リスク	① 金利変動リスク	<ul style="list-style-type: none"> 金利変動リスクを適切に管理するため、リスク許容量の上限を設定し、金利が1bp(0.01%)変動した場合の金利関連ポジションの現在価値変化額(含み損益増減額)を計測し、モニタリングを実施しています。
	② 為替リスク	<ul style="list-style-type: none"> 為替リスクを適切に管理するため、リスク許容量の上限を設定し、モニタリングを実施しています。
	③ 株価変動リスク	<ul style="list-style-type: none"> 株価変動リスクを適切に管理するため、リスク許容量の上限を全体リスク資本に設定し、全体リスク資本の内訳として保有株式のリスク資本のモニタリングを実施しています。
6 資金の流動性リスク	<ul style="list-style-type: none"> 資金の流動性リスクを適切に管理するため、運用・調達の期間のミスマッチから発生する、今後必要となる資金調達額である「資金ギャップ」に対してリスク許容量の上限を設定し、モニタリングを実施しているほか、コンテンツジェンシープランを策定しています。 	
7 制度変更リスク	<ul style="list-style-type: none"> 各種法律・税務・会計制度の改正・変更状況について継続的にモニタリングを実施しています。 リース事業協会や外部専門家との連携を通じて改正・変更についての情報収集、対策を実施しています。 	

事業等のリスクの内容については、有価証券報告書(第63期:P.20-22)をご参照ください。

<https://www.smfl.co.jp/corporate/assets/yuho63.pdf>

リスクカテゴリー	リスクに対する主な取り組み
8 オペレーショナルリスク	<p>① 事務リスクの取り組み</p> <ul style="list-style-type: none"> オペレーショナルリスク全体と事務リスクのそれぞれに所管部を定め、リスクを適切に管理するための体制を構築しています。 事故報告態勢を構築し、発生時の速やかな報告・対応と発生原因の分析に基づく再発防止策等の適切な措置を策定しています。 報告内容に基づきリスクの認識と評価を行い、事務規定・ルールの整備および人的管理とシステムチェック整備等の対策を実施しています。 <p>② システムリスクの取り組み</p> <ul style="list-style-type: none"> 各情報システムの安定稼働に向けた管理態勢整備、システムリスク評価および内部監査を実施しています。 サイバー攻撃等の有事に備え、セキュリティ対応に責任を持つ専任組織としてセキュリティ統括部を設置した上で、態勢を構築し、定期的な演習を実施しています。 OA環境へのアンチウイルス、ふるまい検知、パッチ適用に加えて、電子メールおよびWebフィルタリング、Web無害化、情報漏洩対策など各種セキュリティ施策を実施しています。 経営層に対するセキュリティ研修、全社員対象の標的型メール攻撃訓練および勉強会などセキュリティリテラシー向上施策を実施しています。
9 コンプライアンスに関わるリスク	<ul style="list-style-type: none"> 業務を行うに際しては会社法、金融商品取引法、独占禁止法、個人情報保護法、貸金業法および銀行法等の法令の適用および規制当局の監督を受け、海外においては、それぞれの国、地域における法令等の適用および規制当局の監督を受けています。 当社グループは、法令その他諸規則等を遵守すべく、コンプライアンス体制および内部管理体制の強化に取り組んでおり、役職員に対して適切な指示、指導およびモニタリングを行う体制を整備するとともに、不正行為の防止・発見のために予防策を講じています。
10 当社の出資、戦略的提携等に係るリスク	<ul style="list-style-type: none"> 戦略的提携、出資案件は、投融資委員会、経営会議等の会議体において、幅広い視点から出資に伴うリスク、投資先のオペレーションに関するリスクと対応策を洗い出し、複数のシナリオ分析を行った上で、慎重に実施可否を審議し意思決定する体制としています。 出資後の全ての案件に関し、リターンを含めた投資目的の実現状況、投資先の企業価値向上に向けた対応策等を定期的にレビューするとともに、ポートフォリオとしての全体管理を含めてモニタリング体制を整備しています。
11 災害等の発生に関するリスク	<ul style="list-style-type: none"> 緊急時対策推進委員会を設置し、緊急時対策に関する整備計画の立案や見直しを継続することで体制を整備しています。 災害発生時には、緊急時対策本部を設置し緊急時の解消に向けた対策を遂行する体制を整備しています。 通常時においても災害に備え、①各種訓練や勉強会、②対応マニュアルの見直し、③通信インフラや災害時備品の整備などを定期的に行っています。
12 人材確保に関するリスク	<ul style="list-style-type: none"> 多様な人材を確保・育成するため、従来の採用ルートに加え、新卒採用では海外大学卒業予定者、キャリア採用でダイレクトリクルーティングやリファラル採用など多様な採用ルートを通じた幅広い人材の採用に注力しています。 育成制度の充実のため、「SMFLアカデミー」を設立し、各部門・部の特性に応じた育成施策の実施や資格取得報奨金制度をはじめとした自己啓発支援を積極的に行い、社員の専門性向上、リスクリングを支援しています。

内部統制・監査の状況

内部統制

基本的な考え方

当社は、会社業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）を内部統制規程に定め、取締役の職務執行に係る体制、財務報告に係る内部統制、企業集団における業務の適正を確保するための体制、監査役の監査業務に係る体制、内部監査体制、リスク管理体制およびコンプライアンス体制を整備し、健全な経営体制の構築に取り組んでいます。

取締役の職務執行に係る体制

取締役の職務の執行に係る情報については、情報管理規程、情報・文書管理規則等に則り、適切な保存および管理を行っています。取締役の職務の執行については、業務計画を策定し、効率的な業務運営および業績管理を行っています。また、各取締役が適切に職務の執行を分担するとともに、組織および職務権限規程等を定め、これらの規程に則った適切な権限委譲を行っています。

財務報告に係る内部統制

当社グループ全体の会計経理の適正性および財務報告の信頼性を確保するため、財務報告に係る内部統制評価規程等を制定し、財務報告に係る内部統制について必要な体制を整備・運用するとともに、その有効性を評価しています。

財務報告に係る内部統制評価の全体に関する基本方針の決定・変更、これに準じる重要事項については、経営会議で決定の上、取締役会で承認します。また、各事業年度の計画・方針と評価結果、これらに準じる重要事項は経営会議で承認しています。

グループ会社の管理・運営

当社のグループ会社における取締役の職務執行状況を把握し、その職務執行が効率的に実行されていることを確保するため、グループ会社管理の基本的事項をグループ会社規程等として定め、これらの規程に則ったグループ会社の管理および運営をしています。また、コンプライアンスに関するグループ会社規則を定め、同規則に則った適切なグループ管理を徹底しています。

なお、当社グループ内における取引等の公正性および適切性を確保するため、当社および当社グループ会社は、当社グループ内、両株主ならびにそれらのグループ内の会社との間で取引等をする場合には、法務リスク管理規則に定める手続きに則り、商品ないし役務の対価等の条件が通常の条件に照らして適正かつ妥当であることを多面的に検証した上で実行しています。

監査の状況

監査役

当社は監査役設置会社です。当社の監査役は、常勤監査役4名、非常勤監査役2名で構成されています。当社では監査役の監査業務の遂行を補助するために監査役室を設置しており、その使用人の取締役からの独立性を確保するために、

監査業務の遂行を補助する業務に関する当該使用人の人事評価・異動については、監査役の同意を必要とすることとしています。また監査役室の使用人は、監査業務の遂行を補助する業務については監査役の指示に基づきこれを行うものとしています。



監査役は、取締役会、経営会議その他の重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を受け、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な営業所に関して業務および財産の状況を調査しています。また、子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けています。

監査役監査の方針

法令または定款の定めるところに従い、取締役の職務の執行状況を厳正にかつ公正に監査することを基本方針とし、2024年度は、当社の経営理念となる「SMFL Way」、両株主の監査委員会または監査役会の監査方針を踏まえ、地政学リスクの高まりや金融・経済環境の変化および中期経営計画の実施状況に鑑み、効率性確保・損失危険管理・法令等遵守の各体制等について、グローバルベースでの内部統制システムの整備・運営状況に留意し監査活動を行いました。

常勤監査役・非常勤監査役の活動

常勤監査役の活動としては、日常の監査は常任監査役全員により、または分担して行い、常任監査役打合せ会を通じて他の監査役と十分な意見の交換と情報の共有化を図り、円滑かつ効率的に職務を遂行しています。

非常勤監査役は、取締役会・重要な会議等への出席、また監査役協議会における常任監査役の報告や意見交換を通じて職務を遂行し、必要に応じて常任監査役の監査業務に協力しています。

監査役への報告体制

当社および当社のグループ会社の役員および従業員は、当社もしくは当社のグループ会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実や、不正の行為または法令、定款に違反する重大な事実を発見したときには、当該事実を監査役に報告することとしており、また職務の執行について監査役から説明を求められたときには、速やかに当該事項を報告することとしています。

また、法令等の違反行為等が発見したときには、所属する会社の監査役、所属する会社にて設置する内部通報窓口のほか、SMFGが設置する内部通報窓口へ報告することができることとしています。

なお、当社および当社のグループ会社の役員および従業員が、所属する会社の内部通報窓口および監査役に報告したことを理由として不利な取り扱いを受けることがないことを確保するため、各々の会社の内部通報規則に不利益な取り扱いの禁止を定めています。

また、当社および当社のグループ会社のコンプライアンス

担当部署は、監査役に対し、内部通報の受付・処理状況を定期的に報告するとともに、経営に与える影響を考慮の上、必要と認められるとき、または監査役から報告を求められたときも速やかに報告することとしています。

内部監査担当部署との連携

内部監査担当部署（監査部）は、監査役と緊密な連携を保ち、監査役が自らの監査について協力を求めるときには、監査役が実効的な監査を行うことができるよう情報提供等を通じて協力しています。

代表取締役との意見交換

代表取締役は、監査役との間で定期的な意見交換を行う機会を確保することなどにより、監査役による監査機能の実効性向上に努めています。

内部監査の状況

当社では他の部門から独立した監査部が、当社の業務の健全かつ適切な運営の確保を目的として、本社各部ならびに営業部等に対し内部監査を実施しています。監査部は、業務の有効性と効率性、財務報告の信頼性および内部管理体制等の適切性、有効性を検証し、その結果に基づき評価および改善提言を行っています。内部監査の実効性を確保するために、「内部監査規程」および「監査計画」は取締役会で承認し、監査部はそれらに基づき内部監査を実施します。その上で、内部監査結果は定期的に監査部の担当役員、代表取締役社長、経営会議、取締役会に直接報告されます。

監査部、監査役および会計監査人は必要に応じ連絡・調整を行い、適切かつ効率的な監査の実施に努めています。

加えて、監査部員には、内部監査の国際的資格である「公認内部監査人(CIA)」等の資格取得を奨励、支援しています。



コンプライアンス

拡大・多様化するビジネスモデルに対応したコンプライアンス体制の強化に向けて

経営基盤の確立のため、コンプライアンス・ファーストの浸透と定着、各ビジネスの特性に応じたコンプライアンス体制の確立に向けた施策を推進しています。

1. コンプライアンス・ポリシーの制定

当社のコンプライアンスに関する最上位規定として、「Our Principle」を実践する上での基本姿勢を表しています。

Our Principle

当社は「Our Principle」を全ての事業活動の土台としています。
 ~私たちは、法令を遵守し、社会に信頼され、お客さまの期待に応えるよう、誠実に行動します~

2. 当社における「コンプライアンス」の定義

当社は、「法令・社内ルールを遵守し、その時々における社会規範や社会・顧客からの期待に応える、考え・行動」としてコンプライアンスを定義しています。

3. 7つのコンプライアンス・ポリシー

コンプライアンスを実践するための羅針盤として、次の7項目のポリシーを設けています。

- ① 各種業法・法令の遵守
- ② 誠実な行動
- ③ 情報の適正な管理・使用
- ④ 公正な業務運営
- ⑤ 贈収賄・腐敗行為防止
- ⑥ 人権の尊重、差別・ハラスメントの防止
- ⑦ 反社会的勢力との関係遮断、資金洗浄・テロ資金供与防止対策

コンプライアンス推進体制

当社は総務コンプライアンス部担当役員を委員長とする「コンプライアンス委員会」を設置し、原則年2回、コンプライアンス関連の諸施策を協議しています。

組織単位では、各部店の部店長をコンプライアンス責任者とし、部店長を補佐する役割として各部に「コンプライアンス・オフィサー」を配置し、業務に関連する法令等や社内ルールの周知徹底を図っています。

また各事業部門には「ユニット・コンプライアンス・オフィサー」を配置し、各事業部門のビジネス特性に応じた関連法令・業界動向の情報収集や、部店長ならびにコンプライアンス・オフィサーの指導・サポートを行っています。

コンプライアンス推進体制図



コンプライアンス施策の推進

年間計画としてコンプライアンス・プログラムを策定し、コンプライアンス・カルチャーの醸成やリスク管理体制整備、各部との情報連携を進めています。

主なコンプライアンス・プログラム

項目	内容
コンプライアンス・カルチャー醸成	トップメッセージを含めた情報発信や、全役職員向けコンプライアンスセッションを開催（国内勤務者約9割が参加）
コンプライアンス・ファースト文化の浸透	コンプライアンスアンケートを用いたコンプライアンス・ファースト文化の浸透度合いを定点点観測 あなたの所属部店では、収益や業績目標のための行動と“正しいことをやること”が相反するような場合に、“正しいことをやること”を優先する雰囲気・風潮があると思いますか 「あると思う」または「多少あると思う」 91.6% 94.7% 96.4% 2022 2023 2024 (年度)
リスク管理体制の高度化	新規ビジネスにおけるリスク管理分析を強化するほか、研修・モニタリングを通し管理体制の定着を図る
海外拠点・各部門のリスク管理体制整備支援	ビジネス特性に応じた海外拠点・グループ会社の体制整備のほか、新事業進出にあたるコンプライアンス整備を実施
各部門コンプライアンスラインとの人材交流	定期的な相互の情報連携、組織間コミュニケーションの促進

情報管理

お客さま情報の適切な保護と利用に関して「プライバシーポリシー」にて当社方針を定めています。

また、詳細の管理体制については、「お客さまの個人情報の取り扱いについて」にて定めています。

内部通報制度

法令等の違反を早期に発見・是正する自浄作用と通報者の保護を目的に、社内外に通報窓口を設けています。

窓口	内容
社内窓口 SMFLアラームライン	通報対象 ・法令違反、およびその疑義のある行為・事実 ・放置すれば当社または当社グループの財産上の利益や信用、顧客・従業員等の生命・身体・財産上の利益・信用、あるいは市場の秩序を損なうと懸念される行為・事実
社外窓口 SMFLほっとライン	・社内規定に反する行為・事実、およびその疑義のある行為・事実
SMBCグループ アラームライン	制度内容 ・通報対象はSMFLアラームラインと同様。グループ会社の従業員等が、自社の役職員による不正行為等を了知した際、自社への通報に躊躇する場合に、より抵抗感なく通報できるように設置した通報窓口
SMFG会計・ 監査ホットライン	通報対象 ・SMFG・SMFG連結子会社による会計・監査に関する不正ないしその懸念

贈収賄の防止

当社は全役職員向けに、贈収賄防止に関する規定の周知徹底を実施するほか、各種規定の遵守状況について定期的にモニタリングを実施しています。

反社会的勢力との関係遮断、資金洗浄・テロ資金供与防止対策

反社会的勢力との関係遮断、マネーローディングおよびテロ資金供与防止においては当社グループ全体の基本方針を定め、グループ一丸となって体制を整備し、適切に対応しています。

役員一覧

(2025年6月25日現在)

取締役



野中 紀彦
代表取締役会長

1985.4 住友商事株式会社入社
 2017.4 同社 執行役員
 2021.4 同社 常務執行役員
 2022.6 三井住友ファイナンス&リース株式会社 取締役
 2024.4 住友商事株式会社 専務執行役員
 2024.6 同社 代表取締役専務執行役員
 2025.4 同社 取締役
 2025.6 当社 顧問
 当社 代表取締役会長(現職)



今枝 哲郎
代表取締役社長

1986.4 株式会社住友銀行入行
 2014.4 株式会社三井住友銀行 執行役員
 2016.9 同行 常務執行役員
 2017.4 株式会社三井住友フィナンシャルグループ 常務執行役員
 2020.4 株式会社三井住友銀行 専務執行役員
 株式会社三井住友フィナンシャルグループ 専務執行役員
 2020.5 株式会社三井住友銀行 取締役兼専務執行役員
 株式会社三井住友フィナンシャルグループ 執行役専務
 2022.4 株式会社三井住友銀行 専務執行役員
 2023.3 同行 取締役兼専務執行役員
 2023.4 同行 代表取締役兼副頭取執行役員
 株式会社三井住友フィナンシャルグループ 代表執行役副社長
 2024.4 株式会社三井住友銀行 副頭取執行役員
 2024.6 三井住友ファイナンス&リース株式会社 代表取締役副社長 執行役員
 2025.6 当社 代表取締役社長(現職)



日下 貴雄
社外取締役

1989.4 住友商事株式会社入社
 2022.4 同社 執行役員
 2024.4 三井住友ファイナンス&リース株式会社 取締役(現職)
 2025.4 住友商事株式会社 常務執行役員(現職)



安地 和之
社外取締役

1993.4 株式会社住友銀行入行
 2021.4 株式会社三井住友銀行 執行役員
 株式会社三井住友フィナンシャルグループ 執行役員
 2023.4 株式会社三井住友銀行 常務執行役員
 株式会社三井住友フィナンシャルグループ 常務執行役員
 2025.4 株式会社三井住友銀行 取締役兼専務執行役員(現職)
 株式会社三井住友フィナンシャルグループ 執行役専務(現職)
 三井住友ファイナンス&リース株式会社 取締役(現職)

監査役

常任監査役(社外)
亀山 経一郎

常任監査役
酒井 豊文

常任監査役
坪田 一孝

常任監査役
小林 文子

監査役(社外)
田中 敦

監査役
八木 崇典

経営会議メンバー(監査役を除く)



塩見 勝
代表取締役専務執行役員

1985.4 住友商事株式会社入社
 2017.4 同社 執行役員
 2020.4 同社 常務執行役員
 2020.6 同社 代表取締役常務執行役員
 2022.4 三井住友ファイナンス&リース株式会社 専務執行役員
 住友商事株式会社 取締役常務執行役員
 2022.6 同社 常務執行役員
 当社 代表取締役専務執行役員(現職)



関口 栄一
代表取締役専務執行役員

1986.4 株式会社住友銀行入行
 2015.4 株式会社三井住友銀行 執行役員
 2017.4 同行 常務執行役員
 株式会社三井住友フィナンシャルグループ 常務執行役員
 2020.5 三井住友ファイナンス&リース株式会社 専務執行役員
 株式会社三井住友フィナンシャルグループ 常務執行役員
 2021.6 当社 取締役専務執行役員
 2023.6 当社 代表取締役専務執行役員
 2024.6 当社 取締役専務執行役員
 2025.6 当社 代表取締役専務執行役員(現職)



石田 英二
取締役専務執行役員

1986.4 住友商事株式会社入社
 2019.4 同社 執行役員
 2022.4 三井住友ファイナンス&リース株式会社 常務執行役員
 2022.6 当社 取締役常務執行役員
 2024.4 当社 取締役専務執行役員(現職)



渡辺 敬之
取締役常務執行役員

1989.4 株式会社住友銀行入行
 2019.4 株式会社三井住友銀行 執行役員
 2022.5 三井住友ファイナンス&リース株式会社 常務執行役員
 2025.4 株式会社三井住友フィナンシャルグループ 常務執行役員(現職)
 2025.6 当社 取締役常務執行役員(現職)

野中 紀彦 代表取締役会長

今枝 哲郎 代表取締役社長

塩見 勝 代表取締役専務執行役員 企画部・広報IR部・サステナビリティ推進部・関連事業部・データマネジメント部担当役員

関口 栄一 代表取締役専務執行役員 地球環境部門統括責任役員

石田 英二 取締役専務執行役員 国際部門統括責任役員

渡辺 敬之 取締役常務執行役員 経理部・財務部・リスク管理部担当役員

本田 悦司 専務執行役員 サプライヤービジネス部門統括責任役員

有馬 高司 専務執行役員 コーポレートビジネス部門・ビジネスアドバイザー部門統括責任役員

渡部 信一郎 専務執行役員 トランスポーター部門統括責任役員

上田 明 専務執行役員 SMFLみらいパートナーズ代表取締役社長

原田 浩次 専務執行役員 プロダクト部門統括責任役員

並木 洋一 専務執行役員 ICT企画部・セキュリティ統括部・ICT開発部・ICT基盤運用部・事務企画部・ビジネスサポート第一部/第二部・事務部担当役員、デジタル担当役員

菅井 洋生 常務執行役員 事業統括部・アジア戦略企画部担当役員

松村 聡 常務執行役員 秘書室・人事部・ヒューマンキャピタル開発部・総務コンプライアンス部・管理部・財務部担当役員

岡元 徹 常務執行役員 債権業務部・審査第一部/第二部・事業投融资審査部・国際審査部担当役員

山崎 秀之 常務執行役員 不動産部門統括責任役員

吉野 哲朗 常務執行役員 監査部担当役員

緒方 善行 常務執行役員 西日本代表